

令和 3 年 11 月 24 日  
室蘭市生活環境部環境課

## 「室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例」の一部改正等について

### 1. 条例改正の概要

行政改革プラン 2016 に基づく事務事業の構造的見直しの一環として、本市におけるごみ処理・リサイクル事業を将来にわたり持続可能なものとするため、次の改正を行いました。

#### (1) ごみ処理手数料の適正化

家庭系廃棄物の収集等に係る手数料について、次のとおり改正しました。

[ごみ袋 1 枚]

	現 行	改正後
40ℓ用	80円	120円
30ℓ用	60円	90円
20ℓ用	40円	60円
10ℓ用	20円	30円

[ごみ処理券 1 枚]

160円 ⇒ 240円

※ 1ℓあたり 2円→3円に改定

#### (2) プラスチック製容器包装の分別収集を廃止するため、当該区分を削除しました。

※ 令和 4 年 4 月からは、「燃やせるごみ」として排出していただけます。

### 2. 議決日・施行期日：（議決日）令和 3 年 10 月 4 日、（施行期日）令和 4 年 4 月 1 日

### 3. 経過措置など

#### (1) 現行の指定ごみ袋、ごみ処理券の扱い

年月	内容
令和 4 年 4 月 1 日～6 月 30 日 (3 カ月間)	<b>そのまま使用できます</b>  ※燃やせるごみ用と、 <u>廃プラスチック用の旧指定ごみ袋</u> は、 <u>燃やせるごみ用</u> として使用してください ※燃やせないごみ用の旧指定ごみ袋は、 <u>燃やせないごみ用</u> として使用してください
令和 4 年 7 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 (2 年 9 カ月間)	<b>単位区分（袋の容量※1）に応じた差額券※2を、旧ごみ袋等に貼付することで使用できます</b>

	<p>※ 1 : 40 ℓ は 40 円分、30 ℓ は 30 円分、20 ℓ は 20 円分、10 ℓ は 10 円分、ごみ処理券は 80 円分の差額券が必要です</p> <p>※ 2 : 差額券は、指定ごみ袋を販売している小売店で、令和 4 年 6 月頃から販売する予定です</p>
令和 7 年 4 月 1 日以降	<b>等価、または差額を納付していただくことでごみ袋、ごみ処理券の交換を行います</b>

(2) ごみ袋などの変更点

区分		現行	変更後
指定ごみ袋	容量	10L、20L、30L、40L	変更なし
	色・デザイン	可燃：オレンジ(半透明) 不燃：グリーン(半透明)	<b>燃やせるごみ、燃やせないごみで共通（白色(半透明)）</b>  ※指定袋にもバーコードを入れ、販売時の利便性を向上します ※袋は共通ですが、中身は燃やせるごみと燃やせないごみとで、それぞれ分別してください
	素材／厚さ	高密度ポリエチレン ／0.030 mm	高密度ポリエチレン ／ <b>0.035 mm</b>  ※素材を現行より厚くして、袋の改善を図りますが、引き続き、詰め込みすぎないことや、尖ったものが袋に当たらないよう注意願います
	その他		<b>企業広告を導入</b>
ごみ処理券	色	青色	<b>緑色</b>

(3) 生ごみ処理機等購入助成

電動生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器（いわゆるコンポストなど）について、市民の方が市内で購入する費用の一部を助成する方向で検討しています。